

## E T Cカード取り扱い事業者の募集要項

北九州市役所の公用車が使用するE T Cカードの取り扱い事業者の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

### 1 E T Cカードの概要

#### (1) 導入年月日 (予定)

令和6年10月1日

(ただし、北九州市及びカード会社双方に異議のない場合は導入予定日を変更可能とする)

#### (2) カードの形態

E T C専用カード (E T Cによる通行料金精算のみの機能)

#### (3) 利用範囲

- ① 福岡北九州高速道路公社所管道路
- ② 西日本高速道路株式会社所管道路

#### (4) 契約期間 (予定)

令和6年10月1日から令和7年9月30日

(ただし、北九州市及びカード会社双方に異議のない場合は契約期間を変更・更新可能とする)

### 2 応募資格

- (1) 福岡北九州高速道路公社及び西日本高速道路株式会社に対し、カードによる通行料金の支払いに関する契約を結んでいるE T Cカード発行会社であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第6条の「有資格業者名簿」に登載されていること。または、現に入札参加資格審査申請済みであり、令和6年10月1日までに「有資格業者名簿」に登載されること。

### 3 応募条件

- (1) 企業年会費は無料であること。ただし、カード年会費については有料での提案も可能とする。
- (2) 申し込み、解約に関する手数料は無料であること。
- (3) 所属毎 (想定数量 約300～350箇所) に請求を行うこと。
- (4) カードの発券枚数は各所属の希望枚数とすること。
- (5) 振込みによる支払ができること。
- (6) 請求・支払いにおいては、本市の会計事務に応じた取り扱いができること。
- (7) E T Cカードの紛失・盗難の場合、カード会社に届出日から60日前にさかのぼり、それ以降に不正使用された金額は、カード会社が負担すること。

### 4 応募申込手続

次の手続きに必要な書類（申込書及び質疑書）は、北九州市ホームページよりダウンロードすること。

(1) 申込受付期間

令和6年4月23日(火)～令和6年5月23日(木)

午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時15分

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市総務局総務部総務課（本庁舎15階）

(3) 申込みに必要な書類

① 申込書（本市所定様式）

② 提案書

(4) 申込手続

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

5 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和6年4月23日(火)～令和6年5月10日(金)

午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時15分

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 提出方法

質疑書（本市所定様式）により、上記受付期間内に持参してください。

(3) 質疑書への回答日

令和6年5月17日(金)

(4) 回答方法

質疑内容を整理したうえで、応募登録者全員に総務課から文書にて回答します。

なお、質疑内容の公開については北九州市個人情報保護条例に基づいて判断します。

6 優先交渉権者の決定

(1) 選考方法

① 書類審査により優先交渉権者を決定。

（選考の結果は、文書により通知します）

(2) 決定時期

令和6年6月初旬

7 優先交渉権者決定の取消し

事業者が、応募条件を履行することが困難と判明した場合は決定を取り消します。

募集に関する問合せ先：北九州市総務市民局総務部総務課  
北九州市小倉北区城内1番1号 担当：古郷  
電話（093）582-2013